

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)	平成27年度 第2回 川西市文化財審議委員会		
事務局 (担当課)	教育推進部 まなび支援室 社会教育・文化財課 (内線3421)		
開催日時	平成28年3月16日(水)15時00分～16時30分		
開催場所	川西市文化財資料館		
出席者	委員	多淵委員長、福本副委員長、西岡委員、福永委員、 浅見委員  計5名	
	その他		
	事務局	牛尾教育長、石田教育推進部長、枅川まなび支援室長、 井上社会教育・文化財課長、山田主任、岡野主事  計6名	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	なし
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会議次第	・議題 黒川字奥山ブナ群落の指定答申について  ・その他報告 天然記念物指定候補について		
会議結果	別紙のとおり		

# 審 議 経 過

NO.1

事務局あいさつ	<p>川西市の歴史・文化財に関連して、小学校で学習活動を行っています。市北部では里山体験学習を行っており、エドヒガン・間歩・黒川公民館・炭焼き・台場クヌギ等に触れています。本日は、一つの議題について、よろしく審議をお願いします。</p>
委員長	<p>それでは、議題である「黒川字奥山ブナ群落の指定答申について」を事務局より説明いただきたい。</p>
事務局	<p>妙見山山頂の南西側にブナ群落があります。大阪府と兵庫県の境になっており、大阪府側の約9.5ヘクタールのブナ群落は、昭和58年「妙見山のブナ林」として府の天然記念物に指定されています。</p> <p>兵庫県川西市側にも約700平方メートルの広さで、8本のブナ群落があり、平成27年7月1日付で宗教法人真如寺より川西市指定文化財指定申請書が出されました。現在大阪府域のものと合わせて「ブナ守の会」が保全活動を行っています。</p> <p>大阪府・兵庫県では、標高900メートル以上の六甲山や和泉葛城山等に生えていますが、標高600メートルの妙見山に群落があるのは信仰の山であるため残ったとみられています。</p> <p>前回の文化財審議委員会での指定諮問後、12月3日浅見委員に現地を視察していただきました。 (スライドを使用して説明)</p>
委員長	<p>今の報告について、委員より何かご質問、ご意見等はございませんか。</p>
A委員	<p>最後のスライドに新しいブナを植えている写真がありましたが、あれは川西市側ですか。</p>
事務局	<p>大阪府側です。川西市側はそう広くないので、今後植えることはないと思います。</p>
A委員	<p>天然記念物の保存については、よくわかりませんが、埋蔵文化財ですと基本的に現状を守り、新たなものは作ることはありません。天然記念物指定の場合は、現状を変えながら新しいものを作っていくということでしょうか。</p>
B委員	<p>植物を指定した場合、原生林、湿原等はそのまま置いてお</p>

	<p>くのが一番よいように思えるのですが、面積が狭い場合に周囲からの圧力が大きすぎて、どんどん劣化することが多く見られます。たとえば、外来植物が入ってきたり、以前は生活に使っており切っていたツル植物に覆われたりします。湿原の場合ですと、まわりに宅地が増えて湧水が減り遷移が進みだすことが多く、多くの場合管理が必要となります。</p> <p>この大阪府能勢町の場合も面積が限られていて、周囲からの圧力がかかってくるので、ヒノキの植林地や空地になっている部分にバッファゾーンという形で作っていくことで原生林の部分を守っていきたいという趣旨を保全団体から聞いています。</p> <p>原生林のブナのほうは全然手を入れないかということ、かなり照葉樹がはびこり、鹿の食害もひどいのですが、鹿に食べられない木だけが残って繁茂する状況なので、照葉樹は抜き切る良い形で保全されているという印象を受けました。</p>
A 委員	<p>バッファゾーンということは大阪府の話ですが、指定の外側にあるバッファゾーンに植林しているということでしょうか。</p>
B 委員	<p>はいそうです。なにかの助成金を得て、本家本元のブナを守るために切った所です。兵庫県側にも放棄地があり、ゆくゆくはそこまで広げたいということです。あるいは、植林の下にブナも何本か芽生えており、すべてにマーキングしているのですが、植林の下は光が入ってこず、ゆくゆくは枯れてしまうので、空いている場所に植えていくということでした。</p>
A 委員	<p>よくわかりました。</p>
B 委員	<p>今申し上げましたように、天然記念物は植生管理をどうしていくかということが一番重要で、手がかかりすぎるということで、よい形で維持管理できている例は少ないです。この場合、妙見山のお寺が中心となって、非常に熱心に活動されていて、今後の植生管理としては保存される確率は非常に高い林であると感じました。</p>
委員長	<p>大都会の大阪に近い地域で、このような原生林が群落として残っているのは、非常に貴重です。ぜひとも守っていく必要があるかと思えます。</p>

事務局	<p>事務局から一つ質問させていただきます。今回「黒川字奥山ブナ群落」という名称で上げさせていただいたのですが、大阪府側は「妙見山のブナ林」として指定しています。今回川西市で指定するにあたって、どのような名称が適当なのかを教えていただけませんかでしょうか。</p>
C委員	<p>大阪府は「妙見山のブナ林」という名称ですが、川西市では妙見山という言葉を使えるのですか。</p>
事務局	<p>これまで、エドヒガン群落の指定の場合は、地名と字名と植物名と、この場合は群落といて良いのかわかりませんが、大体このようなパターンで付けさせていただきました。その方が客観的な名称と思います。</p>
C委員	<p>一般の方に「黒川」、「字奥山」といわれても、よくわからないのでは。「妙見山」という大きなタイトルが付いていると、認識しやすいと思って伺ったのですが。事務局の質問としては、むしろ「群落」という言葉なのですね。</p>
事務局	<p>前半の「黒川字奥山」というのは、客観的に他の場所と混同しないという意味で付けさせていただきました。「妙見山」といったほうが一般の方にはわかりやすいという面はあるかと思いますが。</p>
委員長	<p>「ブナ群落」というか、「ブナ林」というか、どちらが良いのですかね。「群落」といったら、もう少し低木で密集して生えているようなものをいうように思いますが。</p>
B委員	<p>まずは、「群落」という言葉についてですが。「群落」といった場合は、「個体群」に対する「群落」というイメージで、服部先生のご意見にもありますように、いろいろな構成種からなっており、マツの木だったら下にミツバツツジ、シュランがあって、そういういろんな種類からなっているものを含めて「アカマツの群落」という言葉を使います。それに対して、ブナだけが切り残されて大木だけが3本残っているといった場合は、「個体群」とか「ブナの巨木」と言います。「ブナ林」といったときは、一般的な総称ですので、どちらの意味もあり得ます。</p> <p>少なくとも「ブナ群落」といった場合は、イヌシデ、ホオノキ、コハウチワカエデといういろんな要素と共に残ってき</p>

	<p>たというのが、専門家の方から判断できる言葉だと思います。現実に12月の葉っぱが落ちた時期だったのですが、兵庫県側を歩いていると、コハウチワカエデの葉っぱが落ちているので、いろんな植物が残っている林であることがうかがえました。大阪府が「ブナ林」として指定していることから、どうするかという問題は残っていますが。</p>
A 委員	<p>保存という観点からすると、ブナ以外のものがどんどん出てきたら取り除いてブナを保存しようというコンセプトでいくのか、「群落」ということはその下にいろんなものが生えていてもとくに取り除いたりせずに保存しようということなのか、いかがですか</p>
B 委員	<p>一緒に生えているものを「群落」として指定するのは良いのですが、その場合に外来植物のセイタカアワダチソウや、あるいは本来ならこの夏緑樹林帯に入るべきでない下から上がってきた照葉樹だとかは、間伐の対象になり得ると思います。そこは、下限の夏緑樹林要素を残し、それ以外の外来の植物は省くという形になります。</p>
委員長	<p>文化財の指定で名称をつけたら、それが残りますからね。「ブナ群落」というか、「ブナ林」というか。</p>
A 委員	<p>服部先生の説明文を読むと、「妙見山の夏緑樹林はブナを優先種とし～発達した樹林である」とあるので、「ブナ林」の方がよいのではかと思うが。もうひとつ、府県境にまたがっていることについては、各地に事例があると思うが、事務局で調べましたか。</p>
D 委員	<p>妙見山は、京都府とは接していないのか。</p>
事務局	<p>大阪府と兵庫県だけです。</p>
A 委員	<p>府県をまたがり、一連のそういう樹林や群落を別の名前で呼ぶことが妥当かということですね。埋蔵文化財では、最近市境を越えて一つの名称でくくろうというのはあちこちでやっています。たとえば、「何々古墳群」としてその下に個別の名称をつけるとか、そういうアイデアがあるのではないか。名前が全然異なったら、一連のものと思えないようなことになるのではないか。</p>

事務局	<p>いわれるように、埋蔵文化財の場合では同じ名前をつけるべきだと思います、</p>
委員長	<p>川西市以外の指定では、こういう林というか群落をどういう名称としているか、事務局で調べましたか。それを調べていただいて、課題として残しておいたらどうでしょう。</p>
D委員	<p>多田銀銅山がそういうような感じですか。「妙見山」というほうが、「川西市黒川」というよりわかりやすいですね。「妙見山」とつくと、あのあたりかという理解ができる。</p>
A委員	<p>管理主体はどちらも同じですか。</p>
事務局	<p>大阪府、兵庫県とも、真如寺というお寺です。</p>
A委員	<p>そうしたら、同じ名前にしておいた方が、お互いに良いのではないかと。カッコ書き指定名称があるのか事務局で調べてほしいのですが。カッコ書きにするのか、後ろに少し補足を加えるような書き方にするのか。国の史跡では、全体の指定名称の後に「何々古墳」とそれぞれの古墳の名称を書いているのはずいぶんありますよね。</p>
D委員	<p>「ブナ林」という方が普通わかりやすいですね。</p>
委員長	<p>いわゆる低木ではなく高木で、本当に林という感じがこの写真で見られますから、「ブナ林」という名称がよろしいですね。</p>
D委員	<p>所有者が一緒であって、向こうの大きい方は大阪府ですね。その辺の規模は違うにせよ、一緒のものであるわけですよ。</p>
A委員	<p>今D委員がいわれた点は、とりあえず市として指定しておいて、県指定に格上げするようなことがあれば再検討してもよいのではないかと。</p>
委員長	<p>指定の範囲とか、指定の名称はこれにしておいて、もし違う名称の意見が出てきたら、それに合わせるということが必要かもしれませんね。</p>
B委員	<p>大阪府側に合わせて、まずは「妙見山のブナ林」としてお</p>

	<p>いて、そしてカッコ書きとか、但し書きをつけるというのは、私としては賛成です。共有性があった方がよいと思います。カッコ書きを「群落」にするか「林」にするかという点についてですが、「林」の方がわかりやすいということもあるのですが、たとえば他の群落が今後指定されていく場合を考えますと、「群落」というものは割とどの植物群落に当然のことながら当てはめて使うことができるのです。たとえば、「草原」の場合、「草原」は「草原」という言葉ありますが、「池の群落」で、池にハスだとか、ヒシだとか、オニバスだとかがいっぱいある場合をどうするかというと、池や沼の群落というので、「池沼群落」という言葉が使えるのです。ただ、それを「林」だとかだと、同等のものを探すととなると難しくなってきますので、但し書きの方にもし「群落」か「林」かということで迷うのであれば、私としては「群落」の方にしたしたいと思います。</p>
事務局	<p>提案ですが、「妙見山のブナ林」でカッコして「黒川字奥山ブナ群落」という名称はいかがでしょうか。</p>
委員長	<p>そうですね、「群落」というより「林」の方が、この写真を見ていたらふさわしいでしょね。</p>
D委員	<p>今A委員のおっしゃっていたように、そういうカッコ書きの例はないでしょう。</p>
A委員	<p>国の史跡の例では、カッコ書きはありません。市レベルでいえば、あってもよいかもしれませんがね。</p>
D委員	<p>「群落」ということは、たとえばブナ以外のものが生えてきたら間伐するような気がするのです。ところが、先ほどのブナ林でせっかく植えた木を伐採してまで、ブナを植える必要があるのかということは非常に気にかかります。これは所有者の価値観の問題ですが、普通山林経営の感覚でいえば非常に矛盾している話です。隙間があって植えていくならわかりますが。</p>
事務局	<p>兵庫県教育委員会が出している県下の指定文化財をまとめた本がありまして、基本的にあまりカッコ書きはないのですが、まったくないということはありません。県指定の記念物で神戸市の方にあります「渦ヶ森スラスト」で、カッコ書きで「衝上断層」というのと、東播磨で「浜西の姫小松」でカ</p>

<p>D委員</p>	<p>ツッコ書きで「五葉松」という書き方をしている例もあります。</p> <p>「姫小松」だけでは何か分からないので、「五葉松」の種類ですよという但し書きで分かりやすく書いているのでしょうか。</p>
<p>A委員</p>	<p>今回固まらなくても、今日の答申の段階ではこういう名前にしておいて、名称変更を新たにかけるのも可能だと思いますが、今日決まれば、一番よいのですけど。</p>
<p>委員長</p>	<p>今回指定するとすれば、仮称という形で答申するのですかね。</p>
<p>A委員</p>	<p>答申するとすれば、仮称ではできない。</p>
<p>B委員</p>	<p>カッコ書きで補足説明が可能でしたら、「妙見山のブナ林」という形を出しておいて、そして川西市としての地名と字名をつけてきたことと、黒川というのは里山として注目されてきた場所でもあり、川西市としてはやはり誇りをもっている地名だと思いますので、その地名を後ろにつけて「ブナ群落」ですよという補足説明する案を支持したいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>「ブナ群落」をやめて「ブナ林」とするのですか。</p>
<p>D委員</p>	<p>おっしゃっているのは、要するに「妙見山のブナ林」で、カッコ書きで「黒川字奥山ブナ群落」ということでしょうか。カッコ書きはつけたらだめですよ。</p>
<p>C委員</p>	<p>学術的には「林」という場合に明確な定義はあるのですか。</p>
<p>B委員</p>	<p>ないです。ただ「群落」といった場合の方が他の植物も含められる。</p>
<p>委員長</p>	<p>カッコ書きで同じことを述べて表現するのは、おかしいように思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>7月1日付で、真如寺さんが教育委員会に出した申請書で、これは学術的な視点ではなく、おそらく所有者さんの思いと</p>



D 委員	<p>どうか、「黒川字奥山ブナ群落」にカッコ書きで「妙見山のブナ群落」としているので、「妙見山」というのを入れたいのではないのでしょうか。</p> <p>「妙見山」は所有者なので、入れたほうがよいのではないか。</p>
A 委員	<p>少なくとも関西エリアでは一つの名所です。</p>
D 委員	<p>これは、真如寺の申請書が妥当ではないか。要するに「黒川奥山ブナ群落」が主体で、カッコ書きで「妙見山のブナ群落と」書いている。「妙見山のブナ林」でもよい。</p>
A 委員	<p>今D委員が言われたのがよいかもしれない。「黒川字奥山ブナ群落」、カッコ書きで「妙見山のブナ林」。大阪府の指定名称が「妙見山のブナ林」ですから、その続きというのがわかればよいと思う。</p>
D 委員	<p>「黒川字奥山ブナ林」ではよくないのか。</p>
B 委員	<p>「林」と「群落」が高さの違いということは決してなく、立派な林でもいろんな植物が生えている総体として、専門家の間では「林」ではなく「群落」という言葉で、小さな草原から大きな原生林まで「群落」という言葉を使っています。「群落」だから決して低木が密集しているというイメージは全くないです。</p>
委員長	<p>専門的にいえば、「ブナ群落」のほうが一般的な名称としてわかりやすいというご意見ですか。</p>
A 委員	<p>「ブナ林」というのは、大阪府が指定している名称が「妙見山のブナ林」でしょう。そこに含まれるもののうち、「黒川字奥山ブナ群落」で理屈はとれていると思うのですけれど。</p>
事務局	<p>B委員にお伺いしたいのですが、昭和58年に大阪府側が「ブナ林」で指定していますが、たとえば専門分野で時代性といえますか、そういう「群落」、「林」の認識が昔と今では変わっているとか、名称の付け方の基準が変わってきていることはありませんか。</p>

B 委員	<p>時代性で言うと、「林」と「群落」のつけ方が変わっているというより、当時大阪府に植生を専門とする先生や大学の研究室がなかったので、「群落」を名称とする認識がなかった。それに比べて、兵庫県の方では、神戸大学などに植生の大研究室があったという歴史がありますので、「群落」というのは当時から付けられていたと思います。時代的には「個体群」という言葉を使いだしたのは最近だと思います。</p>
D 委員	<p>学術的に今の時代は「林」より「群落」が妥当というのをおっしゃっているわけですね。</p>
事務局	<p>県指定の記念物のなかに「群落」という文字が、昭和 40 年でも、昭和 61 年でもあります。</p>
委員長	<p>それでは、川西市としては名称が「群落」でいきますか。</p>
事務局	<p>「黒川字奥山ブナ群落」、カッコ書きで「妙見山のブナ林」でよろしいでしょうか。</p>
D 委員	<p>「黒川字奥山ブナ群落」これが正式名称で、それがわかりにくいから「妙見山のブナ林」をカッコに入れるということですよ。</p>
委員長	<p>子どもたちが自然を学習するとき、どう教えるか。カッコ書きでこじれないかな。</p>
D 委員	<p>B 委員のおっしゃるのは、大阪府が昭和 58 年当時に「ブナ林」で指定したということで、今回は川西市の分を指定するにあたって、狭いながらも「林」より「群落」がよいというご意見ですよ。私もこれには違和感はない。</p>
A 委員	<p>学術的に問題が出てくれば、名称変更すればよいのではないのでしょうか。</p>
委員長	<p>二つの名称を付けるのはおかしいのではないか。本当は一つにした方がよいのではないか。</p>
D 委員	<p>そうしたら、公式文書「黒川字奥山ブナ群落」だけにして市の案内等ではカッコを付けて「妙見山のブナ林」というのを必ず入れる。「黒川」だけでは、どのあたりのことかわからない。</p>

<p>委員長</p>	<p>植物の専門の方が決めてくださったら、よいと思う。</p>
<p>D委員</p>	<p>これで具合が悪ければ、A委員がおっしゃったように、名称変更を考える。</p> <p>(各委員これに賛同の声あり)</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、「黒川字奥山ブナ群落」、カッコ書きで「妙見山のブナ林」でよろしいでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>A委員</p>	<p>質問が一つあるのですが。前回大阪府や能勢町と意見交換をしてほしいということを申し上げたのですが、それについてはどうなっていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>大阪府の担当者に話を伺ったのですが、大阪府としても細かい管理状態まで把握されていないような状況でした。どちらかという、妙見山のお寺やブナ守の会が実際きっちりとやられていて、府はそういうのを定期的を確認するというスタンスでございます。現状変更があれば、申請していただいて、府が現地確認するということがわかりました。</p>
<p>A委員</p>	<p>分かりました。府・県が違いますので、必ずしも同じようにする必要がありませんが、現状変更の取り扱いをどうするかということですね。共通理解が必要じゃないかと思しますので、コミュニケーションをとりながら、管理に万全を期していただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>補足ですが、現地を見に行った際に所有者に現状変更の話をお伺いしました。事務手続きは、基本的には能勢町に提出し、それから府に提出すべきですが、実態としては能勢町の文化財行政が充実していないので、保全活動をする際には妙見山のお寺より大阪府と能勢町に同時に相談して決めていくということでした。今後のそのなかに川西市も入れていただければよいのかなと思っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、文化財審議委員会では指定の答申をさせていた</p>

<p>事務局</p>	<p>だいて、その他の報告を事務局よりお願いします。</p> <p>市の教育委員会へ天然記念物の指定をしていただきたいという要望が寄せられていまして、この案件について報告という形で紹介させていただきます。</p> <p>まず1件目が、「黒川字大土エドヒガン群落」で、名称は要望されている団体の資料のままです。所在地は、黒川字大土1番1、面積は約8ヘクタールで、所有者は黒川地区の共有地になっています。管理団体としましては、菊炭友の会ということで、ボランティアでエドヒガン群落がある土地の管理を行っています。黒川地区共有地約29ヘクタールのうち、約8ヘクタールに約100本のエドヒガンが群生しており、菊炭友の会が地元自治会と協定を締結し平成18年より保全活動を実施し、市内小学校を対象とした里山体験学習のほか、クヌギ放置林や炭焼き体験も行っている状況です。</p> <p>もう1件も、同じく黒川地区にあります。「黒川字奥瀧谷台場クヌギ」で、これも名称は要望されている資料のままです。種別としては、「天然記念物」としてはありますが、林業的な産業のなかでできた自然な形状ではないので、「天然記念物」とすべきかどうか課題が残っています。面積は1,031平方メートル、所有者及び管理団体は能勢電鉄株式会社です。能勢電鉄所有地に放置された台場クヌギ40本があり、社員で保全活動を行っています。台場クヌギは、一庫・国崎・黒川地区で近世より「一庫炭（池田炭）」という名前で、生産のための原木として植樹したクヌギ林において、地上より1~2メートルの高さで幹を残し輪伐した結果生じたもので、特殊な形状を有しています。現在、黒川地区では炭焼きの生産が1軒だけ続いているのですが、放置された台場クヌギが多く残されている状況の中で能勢電鉄が所有地の台場クヌギを保全しているということで、指定の相談が寄せられています。</p> <p>（スライドを使用して説明。）</p> <p>本日は報告だけということで、現地確認もまだ行っておりません。現地確認や問題点の整理を行い、申請書を出していただくという形で考えています。エドヒガンにつきましては、これから咲く時期になってきますので、できましたら浅見先生と一緒に現地に行ってください、所有者や管理者の話を聞きたいと思います。</p>
<p>D委員</p>	<p>エドヒガン群落については、他のところで指定しているので、指定せざるを得ないと思います。ただ、一番気になるのは所有が共有地ということで、「黒川自治会」と書いている</p>

事務局	<p>が、共有地と自治会は全然別のものと認識しているわけで、これを指定するにあたっては、地権者がいっぱいいるわけですよ。これの了解をとったのかというのが一番大事で、それがないと難しいのではないかと。ただ、他のところで指定しているので、ここも指定してもよいと思います。だけど、この点は確認してもらわないと。</p> <p>今日D委員が言われましたが、私たちも懸念しているところでございます。今後申請を出していただくにあたりましては、その辺はきっちり確認させていただきます</p>
A委員	<p>それに関連しても質問ですが、29ヘクタールといたらずいぶん広いですね。共有地となっている。今福本委員が懸念されていることと関係するのですが、指定するということは当然管理側にある種の制約が生まれるわけですよ。そういうところまで含めて理解されたうえで指定の方向を考えてくれとおっしゃっているのかどうか、その辺非常に不安なんですよ。指定はしたけれども、そういうのとは思わなかったというふうにですね。時々あるのです。その辺くれぐれもボタンのかけ違いがないようにやっていただきたいと思えます。</p> <p>それと台場クヌギですが、天然記念物でいくのかどうかというのは、これは浅見委員に聞きたいところですが、たとえば稼働遺産というのがありますよね。今も動いている溶鉱炉等、世界遺産にするというのを今やっているじゃないですか。ああいう類の産業遺産じゃないのかなと。天然記念物は、人間が作り上げたこういう形のもので特有の形をしていれば、天然記念物でよいのかどうか、教えていただきたい。</p>
B委員	<p>産業遺産か、天然記念物か、あるいはもう少し広げまして面積的に広いのであれば文化的景観みたいなものが相当するのかなと思うのですが。産業の方には入らないと思います。たとえば、松並木とか、ケヤキ並木といった並木という大木に育てあげて、街道の並木に仕立て上げたものの、産業版、林業版みたいな形だと思います。天然記念物だと思いますのは、この特殊な形状は長い年月を人が管理することにより作られてきた形だからです。これは輪伐、繰り返し周期が8年くらいなのですが、8年から10年という短い周期で作ってきたというのが、全国でも非常に限られているのです。それを紐ときますと、1700年代の古文書に「池田炭」という形で載</p>

	<p>ってしまして、1800年代に調査した年輪解析からも百何十年も経っているんで、少なくとも300年の歴史がある。そういう人との関わりのなかで初めてできた自然物の形状という意味では、天然記念物の種別でよいんじゃないかと思います。</p>
<p>A委員</p>	<p>はい、わかりました。そういう意味でしたら。</p>
<p>委員長</p>	<p>これは、能勢電鉄の所有地で、管理団体も能勢電鉄ですけど、管理している様子が見えるが、何かに使っているのですか。</p>
<p>D委員</p>	<p>これは何にも使っていませんね。これを管理するといったら、上をしょっちゅう切っていかなばならないわけですよ。これは、どこにでもあります。能勢電鉄が管理されているのは、やられたらよいことなので、放っておいたら台場クヌギは無くなりますよね。形状はこれで残るのですが。</p>
<p>A委員</p>	<p>形状を残すためには、やはり切っていかなければダメですね。保存管理って、そういうことになるわけですね。形状を残すために、上のを切って。</p>
<p>B委員</p>	<p>これが、上が大きくなってしまったものを鹿が食べたりした場合は、萌芽が出ていないというのが報告されています。ちなみに、これはどこにでもあるというものではなくて、どこにでもあるとおっしゃるのは分布の中心に住んでいらっしゃるから、どこにでもあるように思われるのです。</p>
<p>D委員</p>	<p>猪名川町でも能勢町でも山はみんなそうですよ。「一庫炭」というけれども、「池田炭」ですよ。</p>
<p>B委員</p>	<p>出荷、集積の所は池田ですので、「池田炭」でとっています。商標登録としては。この猪名川の流域が大体分布の中心地で、京都の北山とかも、少し離れて山梨の方とかにもあるのですが、ふんだんに見られるのはここが分布の中心で、その意味では非常にすばらしい。</p>
<p>D委員</p>	<p>ここから奥の能勢町にかけてね。</p>
<p>B委員</p>	<p>これを管理できるかということは、気になるところではありません。</p>

委員長	さっきから気になっているのは、天然記念物といったら普通は手の入っていない原生林見たいのをいうのだけれど、これはしょっちゅう手を入れているのでしょうか。
D委員	それは手を入れないと、こんな格好にならない。大きいのでは、ずいぶん大きなものもありますよ。3 mほどの大きなクヌギもありますよね。
B委員	たとえば、天然記念物のなかには、名勝となりますと松原。白砂青松の松原という所は、海岸の側だから放っておいて松原が成立しているように見えるのですが、あれはずっと落葉掻きをしていくことによって松の林が維持されている。だから、そういう手をかけて維持されているというのは他にもあるわけなのです。たとえば、県の天然記念物だったと思うのですが、コバノミツバツツジ群落というのが西宮市の広田神社にあって、300年前にあまりに見事なために盗掘していく人がいるといことが西宮神社の御社用日記に残されているくらいなのです。それが近代になってそのまま大事に天然記念物級なのでそのままそっとしなければいけないということで、そっとしておいたところ、植生の遷移が進んでしまって、衰退してしまった。そして、もう一度元に戻そうという経緯がありますので、放っておいて原生状態で維持できるものと、なんらかの手を入れて維持する、維持していかなければならないものが、天然記念物のなかに含まれるという理解をしています。
C委員	これは、台場クヌギという形のものを残そうと思って手を入れたわけではなくて、炭焼きで切っていった結果こういう形になっている。ちょっとずれているかな、ちょっと違和感があるかなっていう気がするのですが。これを放っておくとどうなるのですか。
B委員	放っておくと、この細い部分がもっと太くなって行って、高い木になります。
C委員	普通のもとのクヌギの林になる。
B委員	はい。
委員長	これは、結局炭焼きの原木の群生林。

D委員	<p>群生というか、これは植林ですよ。</p>
A委員	<p>だから、いい間隔になっていますよね。植林しているから。</p>
委員長	<p>天然記念物か。</p>
D委員	<p>たとえば、日光杉並木街道。あれは、天然記念物じゃないですか。あれはみんな人工的なものじゃないですか。人工的だと天然記念物じゃないと思うのだけれど、巨木がいっぱいあって、自生したのか、それとも誰かが植えたのか。植えたとしたら、もともと人工的なものじゃないですか。そこまで言うなら、浅見委員のおっしゃることは分からないこともない。ただ、一庫炭を主にメインでみたら、やはり産業遺産、文化遺産というような形の方が適しているのじゃないかと思えます。</p>
委員長	<p>一庫炭の原木ですね。なにかその名称を残した方が良いのではないか。これは、全然知らない人が見たら、わかりませんよ。</p>
A委員	<p>これは、どういう種別にするかは行政的な問題ですので、教育員会事務局の方に検討していただければよいのではないのでしょうか。残すべき価値はあると思います。うまく管理すればですね。</p>
D委員	<p>市指定の新規分野で、以前に事務局にいったことがあるが。三ツ矢サイダーの源泉。あれは、平野水で広辞苑を引いたら出てくるわけで、今は閉めてしまいましたが、まだいくらが残っているわけですよ。今アサヒ飲料が一生懸命三ツ矢サイダーを売り出そうとしているのです。塩川にはまだ炭酸泉が出ているでしょう。何か指定の動きはできないものか。</p> <p>川西市の文化といたら、三ツ矢サイダーです。そして、鳴尾ゴルフクラブ。あれもあと2年くらいで100年になる。あれは、日本で何番目かのゴルフ場で、六甲山の上にあった神戸クラブが冬場できないので、鳴尾の浜にもってきたのです。それが、飛行場の関係で川西に来た。クレインやアリソンという世界的な設計者が作ったものが昔の状態のままで残っているのですよ。あれは、非常に文化的に価値があると思う。</p>



A 委員	<p>今D委員がおっしゃったいろいろな産業遺産的なものだろうと思うのですが、そういう明治期のものを残していこうという方向は出始めていますよね。平野水のものも、現地があるのだから、少し調査をされたらいいのではないか。図面を作るだとか、指定すべきエリアだとかということです。</p>
事務局	<p>以前登録文化財にという話もあったのですが、できなかった経緯もありました。本当に良好な状態で工場の建物等がホームセンターとして使っていたのですが、なくなってしまいました。実は、現在の三ツ矢の塔も模擬塔ですね。ただ、大正天皇の御料品製造所とか源泉井戸の建物は今も残っています。すべて残っていたら、今だったら産業遺産として価値があると思うのですが。</p>
A 委員	<p>源泉部分なんかは、何とかすればよいかも知れませんね。有馬温泉では、最近では神戸市が発掘調査をして記録を残していますね。</p>
D 委員	<p>余談ですけど、そういう方向で進めたらと思っています。その際にはよろしくお願いします。</p>
B 委員	<p>もどってよろしいでしょうか。台場クヌギの件で、種別の件ですが、別に天然記念物にこだわるわけではないのですよ。文化財として指定する場合、有形、無形だとか、あるいは史跡ですか、民俗だとか、いろいろあるどれに相当するかと。</p>
A 委員	<p>私も天然記念物は専門外でわからないので、事務局に精査してもらって、どこに当てはまるかを検討してもらったらよいのではないですか。多分方法があると思います。</p>
委員長	<p>本日の審議すべき内容は、以上でよろしいでしょうか。天然記念物の指定の答申をさせていただき、本日の審議は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
事務局	<p>本日はいろいろなご意見を頂戴して、ありがとうございました。先ほど、報告で出させていただいた件に関しましては、事務方の方で天然記念物の在り方について、きっちりと整理させていただいたうえで、必要な手続きをとらせていただこうと思っておりますので、その節はよろしくお願いします。</p>

# 審 議 経 過

NO. 17

	<p>長時間ありがとうございました。来年度もよろしくお願いたします。</p>
--	--